

船舶事故調査報告書

平成29年11月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年5月4日 07時00分ごろ
発生場所	熊本県天草市鬼池港 鬼池港防波堤A東灯台から真方位014°440m付近 （概位 北緯32°33.2′ 東経130°11.6′）
事故の概要	漁船蛭子丸は、東南東進中、また、プレジャーボート英洋丸は、漂泊中、両船が衝突した。 蛭子丸は、船首部外板に擦過傷を生じ、また、英洋丸は、右舷船首部外板等に亀裂を生じた。
事故調査の経過	平成29年6月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 蛭子丸、3.49トン KM3-24889（漁船登録番号）、個人所有 9.30m(Lr)×2.20m×0.78m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数40、昭和54年6月7日 B プレジャーボート 英洋丸、0.9トン NS3-49518（漁船登録番号）、個人所有 6.70m(Lr)×1.88m×0.58m、FRP ディーゼル機関、52.30kW、昭和60年5月 第292-26209号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 83歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月4日 免許証交付日 平成25年9月30日 （平成31年2月9日まで有効） 甲板員A 女性 78歳 海技免状等 なし B 船長B 男性 71歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年3月18日 免許証交付日 平成24年5月29日

	(平成30年3月17日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船首かんぬき及び右舷船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、鬼池港沖で東西方向約3,000mの範囲に仕掛けていたはえ縄を西側から東方に向けて揚縄作業を行いながら、約2ノットの対地速力で東南東進した。</p> <p>船長Aは、鬼池港防波堤A東灯台北方沖ではえ縄を約9割揚げた頃、はえ縄の釣り針が根掛かりして揚がって来なかったため、前部甲板で甲板員Aと共に下を向き、根掛かりしたはえ縄を手繰りながら引っ張り、順次外しながら進んでいった。</p> <p>船長Aは、平成29年5月4日07時00分ごろ、船首方で「ガタッ」という音がしたので顔を上げて見たところ、A船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突したことに気付いた。</p> <p>A船は、船長Aが両船の損傷状況を確認し、B船の損傷が軽度で自力航行が可能であると思い、甲板員Aが船長Bに揚縄作業を続けることを告げて同作業に戻った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、親族2人（以下「同乗者」という。）を乗せ、06時30分ごろ鬼池港防波堤A東灯台北方沖に到着し、主機を中立運転として船尾にスパンカー^{*1}を張り、船首を南方に向けて漂泊を始めた。</p> <p>B船は、06時50分ごろ船長Bが後部甲板左舷側で椅子に、同乗者のうち1人が前部甲板で機関室囲壁の左舷側に、もう1人が前部甲板左舷船首部の物入れのさぶたに、それぞれ腰を掛け、いずれも左舷方を向いて釣りを開始した。</p> <p>船長Bは、釣りをしながら約5分毎に周囲の状況を確認していたところ、右舷方230m付近にB船の方に向かって来るA船を認めたが、A船が、船首を左右に振りながら操業していたので、前方に船がいるかどうかを確認しながら操業しており、B船を視認してB船を避けてくれるものと思い、釣りを続けた。</p> <p>B船は、その後、船長Bが、周囲の状況を確認したところ、右舷方15m付近に、B船の右舷中央部に向かって来るA船を認め、急いで右舷側に移動して大声で叫んだものの、反応がないままA船が至近に迫って来たので、船長Aが気付いていないと判断して主機を全速力後進にかけたが間に合わず、その右舷船首部とA船の船首部とが衝突した。</p>

*1 「スパンカー」とは、漂泊中に船首を風上に向けるために船尾部に張る帆をいう。

	<p>船長Bは、同乗者の負傷の有無及び損傷状況を確認し、船長AにB船の損傷箇所を示して話をしていたところ、甲板員Aが何か言ったものの声が聞き取れず、A船がその場を離れて操業を続けたので、118番通報を行った。</p> <p>A船及びB船は、衝突後、鬼池港に入港して海上保安庁の事情聴取を受けた後、それぞれの係留場所に戻った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、ふだんからはえ縄の揚縄作業をする際、甲板員Aと共に周囲の見張りを行っており、本事故当時、はえ縄の釣り針が根掛かりするまでは周囲を見ていたものの、前方に他船を見掛けなかった。</p> <p>船長Bは、B船の操縦区画内に有効な音響による信号を行えるものとして笛を備えていたが、本事故当時、使用しなかった。</p> <p>船長Bは、A船を初認した際、A船の動向をよく見ておけばよかったと本事故後に思った。</p> <p>船長B及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、鬼池港防波堤A東灯台北方沖をはえ縄の揚縄作業をしながら東南東進中、船長Aが、根掛かりしたはえ縄を手繰りながら引っ張り、順次外していくことに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに操業を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鬼池港防波堤A東灯台北方沖で船首を南方に向けて釣りをしながら漂泊中、船長Bが、A船がB船を避けてくれるものと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、衝突を避けるための動作をとるのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船を初認した際、A船が、船首を左右に振りながら操業していたことから、前方に船がいるかどうかを確認しながら操業しており、B船を視認していてB船を避けてくれるものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、鬼池港防波堤A東灯台北方沖において、A船がはえ縄の揚縄作業をしながら東南東進中、B船が漂泊中、船長Aが、根掛かりしたはえ縄を手繰りながら引っ張り、順次外していくことに注意を向け、また、船長Bが、A船がB船を避けてくれるものと思い、いずれも見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

- ・ 常時適切な見張りを行うこと。
- ・ 接近する他船を認めた場合、笛を吹いて注意喚起を行うとともに、余裕のある時期に必要な動作をとること。

付図1 事故発生経過概略図

